

安平町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する パブリックコメント募集要領

安平町子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメントの募集手続きについて以下のとおりとしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町子ども・子育て支援事業計画(案)

2. 公表する資料

安平町子ども・子育て支援事業計画(案)

3. 資料の閲覧方法等

①安平町ホームページに掲載します。

②安平町ホームページをご覧になれない方は、窓口閲覧や郵送も可能です。

【閲覧場所】・安平町役場総合庁舎 教育委員会事務局学校教育グループ

（住所）早来大町95番地

・追分公民館 教育委員会事務局総合教育グループ

（住所）追分緑が丘200番地2

【郵送希望】教育委員会事務局学校教育グループ へご連絡ください。

TEL 0145-29-7036 電子メール kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

4. 意見の提出方法及び場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

① 持参：下記へご提出ください。

・総合庁舎（早来） 教育委員会事務局学校教育グループ

・追分公民館 教育委員会事務局総合教育グループ

② 郵送：安平町役場総合庁舎教育委員会事務局学校教育グループへ郵送ください。

〒059-1595 安平町早来大町95番地

③ ファクシミリ：総合庁舎FAX 0145-29-7030（教育委員会）

④ 電子メール：教育委員会事務局学校教育グループ

kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和2年3月5日（木）～令和2年3月25日（木） 17時15分まで

- ① 持参の場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分
- ② 郵送の場合：3月25日（水）付けの消印まで有効
- ③ ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）
ただし、募集期間の締切日（3/25）は、17時15分までとします。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ① 町内に居住又は通勤・通学している方
- ② 町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、安平町ホームページ及び町広報誌、安平町役場総合庁舎教育委員会事務局学校教育グループ窓口において公表します。（町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載となる場合があります。）

8. その他

- ① ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ② 募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先（担当課）

〒059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場（総合庁舎）教育委員会事務局学校教育グループ

電話：0145-29-7036 FAX：0145-29-7030

電子メール：kosodate-tantou@town.abira.lg.jp